

第 3 章

計画の目標と 基本方針



1 計画の目標



住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援、互いに支えあう地域社会の実現を図ります。



2 計画の基本方針



基本方針 1：地域福祉活動への住民参加の促進

基本方針 2：福祉サービスの充実

基本方針 3：福祉サービスの適切な利用の促進

基本方針 4：人にやさしいまちづくりの促進

第4章

施策の展開



1 重点施策



基本方針 1：地域福祉活動への住民参加の促進

- 住民一人ひとりの日常的な取り組み
- 地域や団体による取り組み
- 福祉団体やボランティアグループ、NPOへの支援
- 住民主体の地域福祉活動に対する支援
- 社会福祉協議会の役割

基本方針 2：福祉サービスの充実

- 地域の福祉課題の把握
- サービス基盤の整備
- 地域（社会）資源の有効活用
- 福祉人材の育成

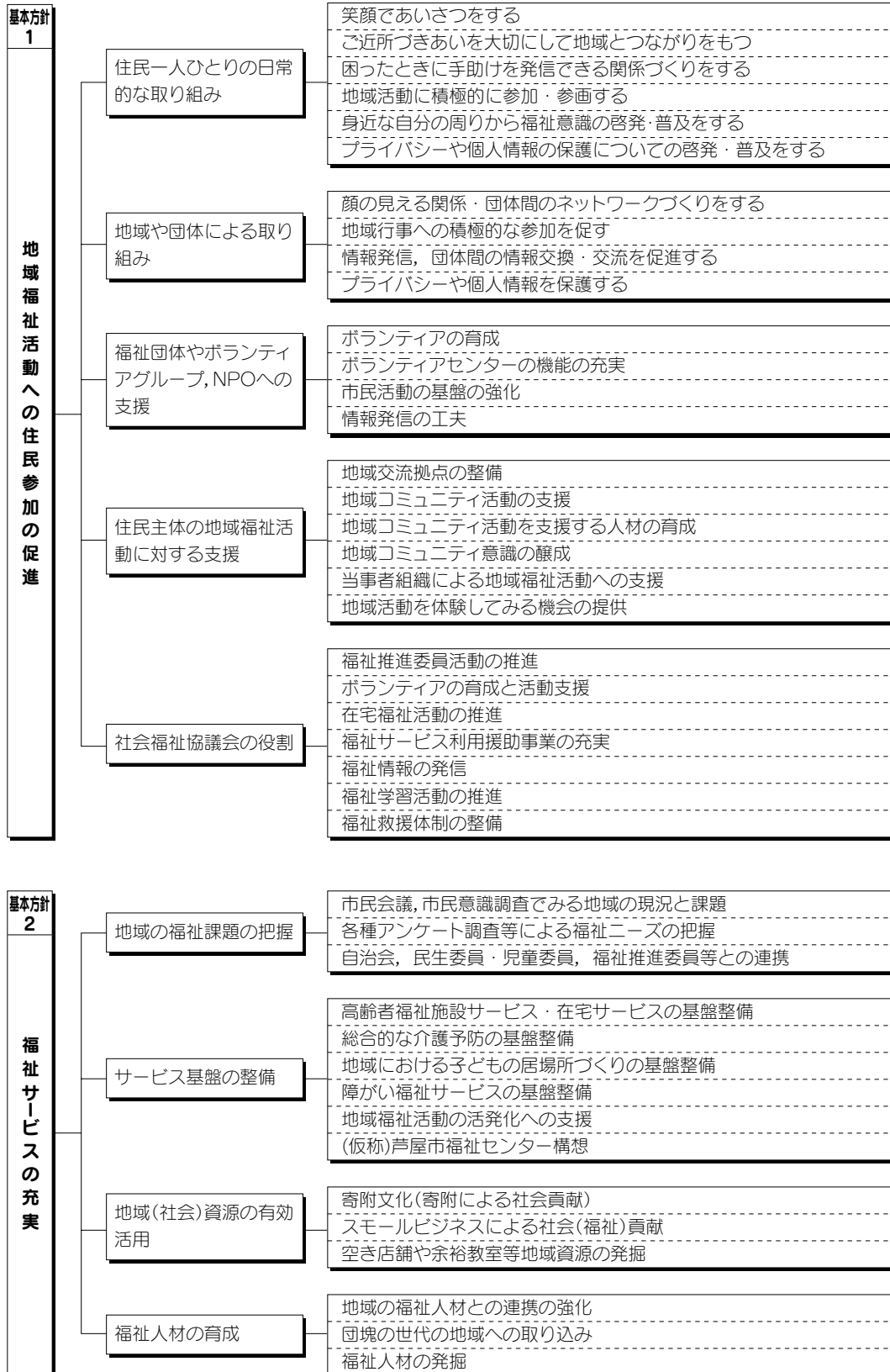
基本方針 3：福祉サービスの適切な利用の促進

- 情報提供システムの整備
- 相談体制の充実
- 権利擁護システムの整備
- 地域における総合的なケアシステムの展開

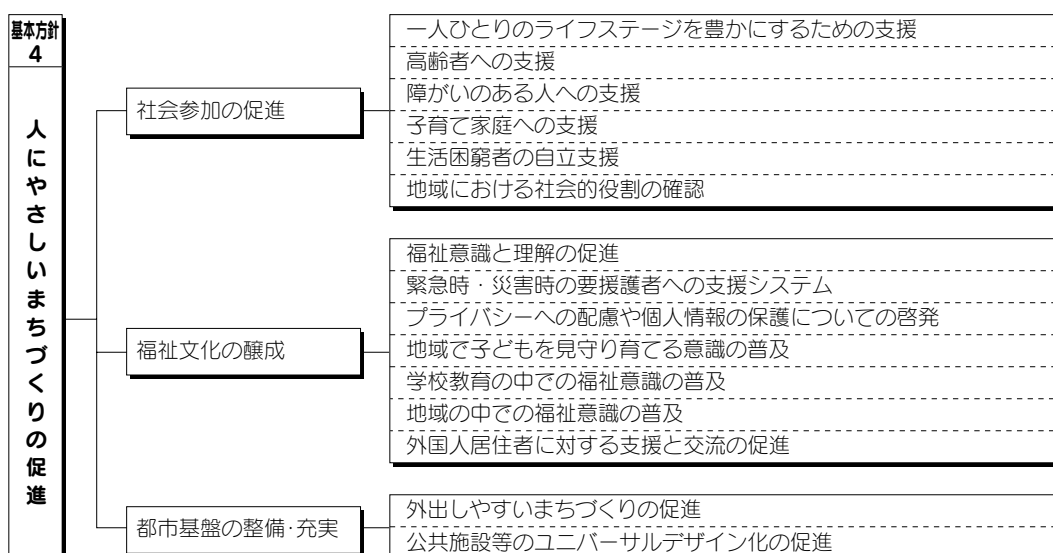
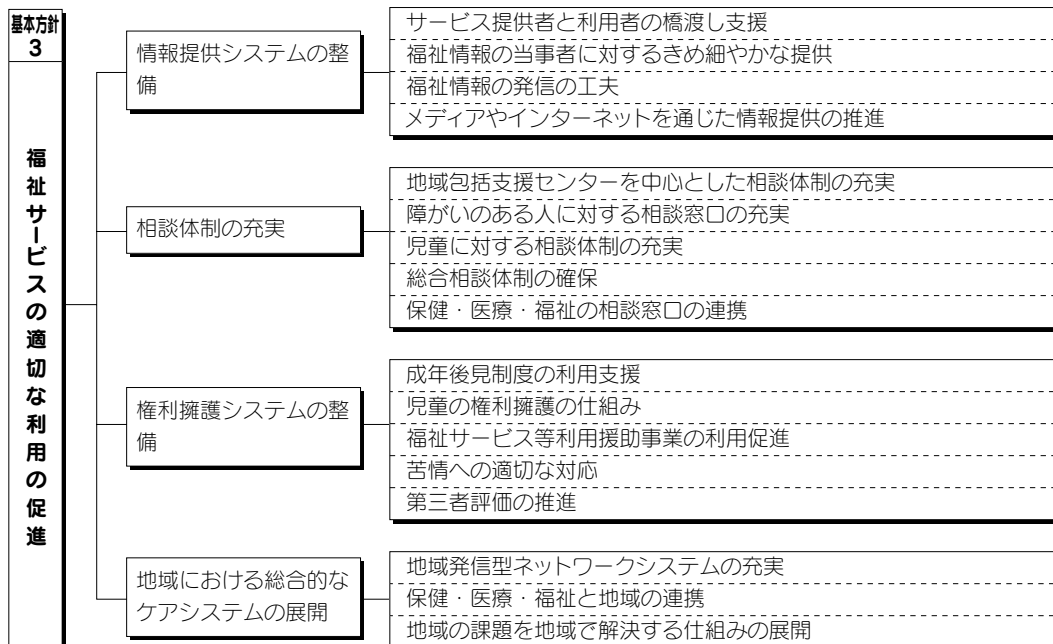
基本方針 4：人にやさしいまちづくりの促進

- 社会参加の促進
- 福祉文化の醸成
- 都市基盤の整備・充実

施 策



体 系





2 施策体系



基本方針 1：地域福祉活動への住民参加の促進

住民参加の促進への取り組みとして、地域福祉市民会議では住民自身や地域で取り組めることは何かについて考えました。地域福祉の推進のためには、住民の主体的な参加が大切です。

住民一人ひとりの日常的な取り組み

市民会議において、参加者自身が主体的に考えた「芦屋をよりよいまちにするために個人や家庭で自分たちが取り組むべきこと」は、次のとおりです。

- 笑顔であいさつをする。
- ご近所づき合いを大切にして地域とつながりをもつ。
- 困ったときに手助けを発信できる関係づくりをする。
- 地域活動に積極的に参加・参画する。
- 身近な自分の周りから福祉意識の啓発・普及をする。
- プライバシーや個人情報の保護についての啓発・普及をする。

地域や団体による取り組み

市民会議において、参加者自身が主体的に考えた「芦屋をよりよいまちにするために地域や団体で取り組むべきこと」は、次のとおりです。

- 顔の見える関係・団体間のネットワークづくりをする。
- 地域行事への積極的な参加を促す。
- 情報発信，団体間の情報交換・交流を促進する。
- プライバシーや個人情報を保護する。

福祉団体やボランティアグループ、NPOへの支援

○ ボランティアの育成

元気な高齢者が、豊かな経験や知識、長年培った技能を生かし、ボランティア活動に参加することは、介護予防等自らの生活の充実につながることはもちろん、地域においては、知恵の伝承、世代間交流、援護の必要な高齢者の見守り、子どもたちの見守り、子育て家庭へのアドバイスなど、地域社会に対する貢献にもつながるものです。

障がいのある人を支援するボランティアは、専門的な知識や技術が必要な場合もありますが、研修会や講座を充実するなどして、幅広くボランティアの育成を図ります。また、ボランティアの育成を通じて、障がいへの理解の促進を図ります。

子育て家庭に対しては、密室育児を防ぎ、子育ての不安感や負担感を軽減するため、自主グループやサークルの育成を支援し、グループ間のネットワークづくりを支援します。また、地域ぐるみで子育て家庭を支援できるよう、地域での子育て支援ボランティアの育成充実を図ります。

また、中・高校生など学生の地域活動への参加を促進するために、学生ボランティアの育成を図ると同時に、関係機関と連携して地域活動への参加の機会を提供します。ボランティア活動への参加を通じて、福祉への理解を深めます。

○ ボランティアセンターの機能の充実

福祉ボランティアの育成やその活動の支援は、ボランティアセンターで行っていますが、活動の地域への広がりを図るために、ボランティアグループや団体間をネットワーク化し、あわせて団体間の情報交換の充実を図ります。また、ボランティアのコーディネートを図るなど、ボランティアセンターが活動・交流の拠点となるよう機能の充実を図ります。

○ 市民活動の基盤の強化

平成18年2月に「芦屋市市民参画・協働推進の指針」が策定され、それを受けて「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を平成19年3月に制定、NPOや市民活動団体等の協働の拠点として、(仮称)あしや市民活動センターを設置する予定になっています。そのセンターでは、NPOや市民活動団体間の交流・運営についての相談等の中間支援の取り組みが行われる予定です。この動きと連携しながら、団体間のネットワークづくりの推進を図ります。

○ 情報発信の工夫

地域福祉活動に関する様々な情報、あるいは地域の情報について、必要な人に必要な情報が届くよう、情報の発信を工夫する必要があります。地域の様々な施設を利用し情報を発信します。

住民主体の地域福祉活動に対する支援

○ 地域交流拠点の整備

住民と行政の情報共有の場を地域に設けていく、福祉の様々な行政情報がたやすく得られたり、住民同士の情報交換ができるような地域の交流拠点の確保に努めます。

○ 地域コミュニティ活動の支援

自治会、老人クラブ、子ども会、コミスク等地域組織の活動を支援することは、地域福祉活動を充実させることにつながります。団体どうしや関係機関が互いに連携するとともに、行政内部においてはそれぞれの団体の関連部署が連携をとり、地域活動を支援します。

○ 地域コミュニティ活動を支援する人材の育成

地域にあまり関心のない住民にも多様な参画を促すため、地域活動コーディネーターのような人材を育成し、地域活動を盛り上げていくことが重要です。そのための、コミュニティワーカー養成講座などを検討します。

また、市民と行政が協働する上で、行政職員の地域活動への意識を醸成することも重要です。行政職員の地域活動を促進するため、意欲のある職員を地域ボランティアとして育成する職場の環境づくりに努めます。

○ 地域コミュニティ意識の醸成

核家族化や都市化によって希薄となった地域のコミュニティ意識、自分たちが暮らすまち意識を取り戻し、醸成していく必要があります。市民会議においても、古くから居住しているいわゆる「旧住民」と新たに転入してきた「新住民」、あるいは地域意識がどちらかという希薄といわれる「マンション族」などとの間に、同じまちに暮らす住民であるとのコミュニティ意識を広めて行くことが重要であると提起されています。また、市民意識調査においても、「自分のまち意識」に、横のコミュニティの希薄さが現れていることがうかがえます。今後、縦割りになりがちなコミュニティの横の広がりを促進する必要があります。

○ 当事者組織による地域福祉活動への支援

福祉課題を抱える当事者間での支え合いは、それ自体ひとつの意味をもつものです。同じ経験や感情を共有する仲間であれば、日常生活や社会生活での相談も、気軽に心を開いてできるということもあります。このように、福祉課題を抱える本人や、家族自身も地域福祉をつくる主体になれるという意味でも、当事者組織の地域福祉活動に対する支援は重要であり、今後も支援します。

○ 地域活動を体験してみる機会の提供

例えば、賢い消費者になるために、「販売側の経験をするとい消費者になれる」、あるいは親の介護を経験した者が「よいサービス提供者になれる」といったことがみられます。同じように、何らかの地域活動を体験してみることで、参加することの楽しさや大切さを実感し、それが福祉意識の広がりや参加意識の啓発につながります。中学生の体験学習「トライやるウィーク」や高校生の就業体験事業などでも、福祉の現場を体験する機会を提供します。

社会福祉協議会の役割

地域の福祉団体であり、地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会の役割は、今後ますます重要になります。地域福祉の中核として、より地域に密着した活動を、行政、関係機関と連携・協働して推進します。また、住民相互の支え合いのネットワークづくりを目指し、関係機関と役割分担を行うなど、協働して地域ネットワークの構築を図っていきます。

○ 福祉推進委員活動の推進

福祉推進委員は、生きがいづくり活動や高齢者のつどい活動、訪問活動や見守り活動、地区福祉だよりの発行など、各地域において細やかな地域活動をしています。研修や実働体験などをとり入れながら、他の地域団体とも連携をとり、積極的に小地域福祉活動を推進します。

○ ボランティアの育成と活動支援

ボランティア体験・養成講座の開催など、新たなボランティア活動者の発掘・育成を図るとともに、活動グループを支援します。またボランティアセンターを活動の拠点、情報収集、グループ間の交流・情報交換の場としてその機能の充実を図ります。

○ 在宅福祉活動の推進

移送サービス事業や高齢者会食懇談会の開催、車椅子等福祉用具の貸出事業などを通じて、援護を必要とする人に対し、地域での在宅生活を支援します。

○ 福祉サービス利用援助事業の充実

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人で福祉サービスの契約や利用などを適切に行うことが困難な人が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスについての情報提供、利用手続き支援、利用料等の支払い、日常的な金銭管理支援、苦情解決制度の利用などを生活支援員が援助しており、今後も援助事業の充実に努めます。

○ 福祉情報の発信

社協だよりや情報紙「クリア」、ふくしかわら版、地区福祉だよりやホームページなど、様々な媒介を通じて地域の福祉活動情報やボランティア情報を発信します。

○ 福祉学習活動の推進

市民福祉講座の開催や学校への福祉用具の貸し出し、訪問学習活動を通じて福祉教育を支援し、福祉意識の普及に努めます。

○ 福祉救援体制の整備

災害救援市民本部会議において、災害時に援護を必要とする人に対する支援の仕組みを整備します。

基本方針 2：福祉サービスの充実

適切な福祉サービスを提供するためには、各種のアンケート調査や民生委員・児童委員等との連携により地域の福祉課題を把握するとともに、福祉サービス提供者とも協力しながら、福祉サービスの充実を図ることが必要です。

地域の福祉課題の把握

○ 市民会議、市民意識調査でみる地域の現況と課題

平成 17 年度開催の市民会議において、芦屋のまちをよりよくするために必要な課題について、市民委員のみなさんから生活者としての率直な意見をいただきました。

- ・ 地域づくりに対する市民意識を向上させ、活動実践者の発掘・育成をする
- ・ 生活弱者が暮らしやすいまちづくりを進める
- ・ 総合福祉センター等、活動や交流の拠点をつくる
- ・ 住民と行政が協力してまちづくりに取り組める仕組みをつくる
- ・ 自治会、コムスク、老人クラブ等、地域のグループや団体の横のネットワークをつくる
- ・ 行政職員の質を向上させる
- ・ 気軽に参加できる地域のコミュニケーションの場をつくる
- ・ 活動の担い手や参加者の固定化を解消する
- ・ 声掛け、あいさつから始まる近所づき合いを深める
- ・ 自治会組織の充実・連携を図る
- ・ みんなが気軽に交流できる機会や、そのための情報を充実させる

また、平成 18 年 8 月に実施した市民意識調査においてみられた地域に対する住民の意識は、おおむね「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を望み、住民自身は「互いの生き方を尊重し地域で孤立する人がないよう互いに思いやりの気持ちをもって生活する」ことが必要だと考えています。

- 各種アンケート調査等による福祉ニーズの把握
 - 平成 15 年 12 月 子育て支援に関するアンケート調査
 - 平成 17 年 2 月 高齢者に対するアンケート調査
 - 平成 18 年 8 月 障がい者（児）福祉に関するアンケート調査
 個別計画の策定に伴い各種のニーズ調査を実施しています。

- 自治会，民生委員・児童委員，福祉推進委員等との連携
 - 自治会，民生委員・児童委員，福祉推進委員など地域や福祉の組織と連携をより一層強め地域の実情を把握します。

サービス基盤の整備

- 高齢者福祉施設サービス・在宅サービスの基盤整備
 - 高齢者が住み慣れた地域や居宅でサービスを受けられる在宅サービスの基盤整備を進め，小規模多機能型居宅介護施設の整備等地域密着型のサービスの充実に努めます。

- 総合的な介護予防の基盤整備
 - 地域包括支援センターの整備を進め，高齢者の総合相談体制の充実に図ります。また，高齢者がよりいつまでもいきいきと地域に参加できるよう介護予防の充実に努めます。

- 地域における子どもの居場所づくりの基盤整備
 - 市民意識調査でも「子どもの安全をみんなで守っていけるような地域づくり」が今後のまちづくりで大切にしていけるべきことであると考えている人が，約 47%と半数近くあり，幼児や学童はもちろん中・高校生の子どもの地域で見守り育てる意識をもち，地域全体が子どもの居場所になるような地域づくりを目指します。

○ 障がい福祉サービスの基盤整備

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう基盤整備を進め、必要なサービスの提供を図ります。

住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域での生活や就労等の支援などの課題に対応したサービス提供の基盤整備を図ります。

また、地域で障がいのある人を支えるために、地域ネットワークの構築についても検討します。

○ 地域福祉活動の活性化への支援

福祉団体や住民団体、ボランティアグループ、NPOなどの地域福祉活動の活性化には様々な支援が必要です。町内の清掃活動や防犯パトロール等の活動を広く地域福祉活動として活用する仕組みを検討します。「したいこと」と「してほしいこと」をつなぐ仕組みをつくり、地域福祉活動の活性化を支援します。

○ (仮称) 芦屋市福祉センター構想

木口ひょうご地域振興財団が建物を建設し、その一部を市が有償借用して芦屋市福祉センターとしての事業を行うことで協議を進めていきます。福祉センターの事業内容については、市民、福祉関係者の意見を広くお聴きしながら検討します。

地域（社会）資源の有効活用

○ 寄附文化（寄附による社会貢献）

市民意識調査の結果を見ると、寄附による社会貢献をしてもよいと考えている人が、回答者の中では約8割ありました。地域福祉活動を活性化するため、寄附の使われ方を明確にするなど、情報公開を徹底しながらさらに善意による社会貢献の意識を活かすために、従来の寄附とは違う仕組みを検討します。仕組みをつくることにより、活動への参加の選択肢を広げ、活動の市民への啓発を図り、住民参加の意識を促進します。

○ スモールビジネスによる社会（福祉）貢献

障がいのある人や子育てにより仕事をやめた人、高齢者で働く意欲のある人たちが、地域で活躍できる仕事（役割）を見つけ、いきいきと暮らせる場をつくりだすような福祉のまちづくり就労の事業を公募するなど検討します。就労を受け入れる事業者を探すと同時に、受入れ事業者のメリットをつくりだす仕組みづくりに努めます。

○ 空き店舗や余裕教室等地域資源の発掘

地域資源のひとつとして、空き店舗や学校の余裕教室などがあります。現在、コミスク等が地域組織として小学校や幼稚園などを中心に活動していますが、商工会や教育委員会と連携をとりながら、より一層このような活動を推進します。学校は、子どもたちにとって最もなじみの深い場所であり、地域と学校がより連携を深め、社会資源を地域に開放し、地域ぐるみで子どもたちを育てていく意識をもつよう啓発に努めます。

福祉人材の育成

○ 地域の福祉人材との連携の強化

地域には、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、福祉推進委員など様々な人材が活動しています。これらの人たちとより連携を深めながら、支援を必要とする人たちが地域で孤立することを防いでいく仕組みづくりに努めます。

○ 団塊の世代の地域への取り込み

平成 19 年から、団塊の世代が定年を迎えます。産業界でも団塊の世代の高い技術力をどう継承するかが問題となっていますが、逆に様々な技能をもった人たちを地域に迎え入れることができれば、地域にとっては貴重な人材となり得ます。営業の手腕をもった人や財務の手腕をもった人、技術をもった人たちなど団塊の世代は人材の宝庫であるといえます。また、この世代が高齢期をいきいきと過ごせるよう、地域活動参加を支援する講座などを開設します。

○ 福祉人材の発掘

地域にいる様々なノウハウをもった人材を福祉活動に活かせるような取り組みを進めます。

基本方針 3：福祉サービスの適切な利用の促進

福祉サービスを安心して選択・利用するためには、利用者とサービス提供者の対等な関係が築かれなければなりません。そのために、必要な情報が効果的に得られる仕組みの整備や、サービスへとつなぐ相談支援体制の充実、利用者の権利擁護の仕組みなどが必要です。

情報提供システムの整備

- サービス提供者と利用者の橋渡し支援

民生委員・児童委員や福祉推進委員は福祉情報の提供者として地域で重要な役割を担っています。これら市民と行政のパイプ役に対して、研修会や説明会などの開催により最新の福祉情報を提供するよう取り組みます。
- 福祉情報の当事者に対するきめ細やかな提供

「障がい福祉のしおり」や「あしやの高齢者福祉と介護保険」、「子育てガイドブック」などによる当事者へのきめ細やかな情報提供、広報あしやや市のホームページなどによる情報提供の充実を図ります。身体に障がいのある人にとって、インターネットは情報入手の重要な手段のひとつとなっており、その充実に努めます。
- 福祉情報の発信の工夫

必要とする人がほしい情報を容易に手に入れられるよう、広報あしやや市のホームページ等の情報発信を工夫します。また、クチコミや地域の掲示板のような身近な情報発信も利用し、易しい言葉を使った情報の発信に努めます。
- メディアやインターネットを通じた情報提供の推進

広報あしや、新聞等のメディア、ホームページ等インターネットのような媒体など、様々な提供媒体を利用して効果的な情報提供に努めます。

相談体制の充実

○ 地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実

高齢者に対する相談体制については、地域包括支援センターの整備を順次進めながら充実を図っていきます。支援センターでは、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行います。

○ 障がいのある人に対する相談窓口の充実

障がいのある人に対する相談窓口については、身体障がい者相談、知的障がい者相談が相談日を設けて福祉事務所内で行われているほか、地域での相談・助言を行っています。また、精神障がい者相談は、芦屋メンタルサポートセンターにおいて週2日行われています。これらの相談窓口についても引き続き充実を図ります。

○ 児童に対する相談体制の充実

学童期、思春期における様々な問題に対処するために、児童委員や関係機関と連携を深め、相談体制の充実を図ります。

○ 総合相談体制の確保

高齢者や障がいのある人についての相談窓口のほか、児童に関する相談についてはこども課が窓口になって、母子・父子相談、家庭児童相談、子育て相談などを行っています。今後は、福祉全般の相談窓口として、総合相談体制についても検討します。

○ 保健・医療・福祉の相談窓口の連携

総合的な介護予防の推進や、在宅生活を支えるための体制の整備を推進するため、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や芦屋病院、その他の医療機関などと互いに連携を図り、相談体制の充実を図ります。

権利擁護システムの整備

- 成年後見制度の利用支援（高齢者・障がい者等）

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない場合において，本人に代わって家庭裁判所が決める成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約などを行う成年後見制度については，市民意識調査でも約 58%の方が「全く知らない，あるいは言葉は聞いたことはあるが制度の中身は知らない」と回答しており，制度についての普及・啓発を図ります。
- 児童の権利擁護の仕組み

芦屋市要保護児童対策地域協議会において協議し，保護を必要とするすべての児童の権利擁護を図ります。
- 福祉サービス等利用援助事業の利用促進

認知症高齢者や障がいのため福祉サービスの契約や利用などを適切に行うことが困難な人が，地域で安心して生活できるように，福祉サービスの利用手続や利用料の支払い，日常の金銭管理などの援助を行う福祉サービス等利用援助事業の利用促進を図ります。
- 苦情への適切な対応

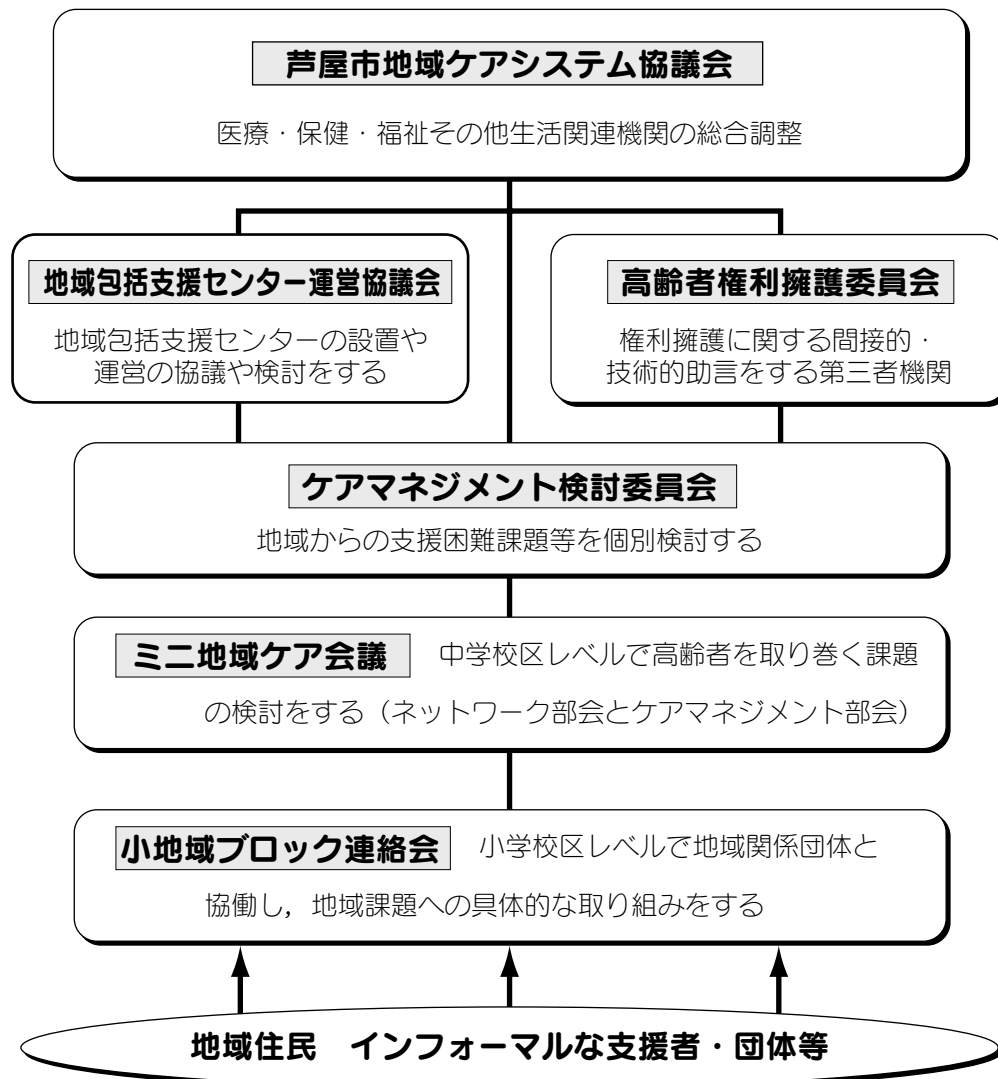
福祉サービスの利用に「契約」制度を取り入れるにあたり，安心してサービスを選択・利用するための利用者保護の制度のひとつとして，苦情対応の仕組みが求められました。苦情相談の窓口の第一はサービス事業者ですが，市町村は身近な相談窓口として運営基準で位置づけられています。本市も引き続き，苦情対応の窓口の役割を果たし，相談対応体制の充実を図ります。
- 第三者評価の推進

福祉サービスの質を確保するために，事業者自らが行う「自己評価」の他に，外部から評価をする「第三者評価」があります。事業者の基本情報の公開なども含めて，外部からの評価システムを推進します。

地域における総合的なケアシステムの展開

○ 地域発信型ネットワークシステムの充実

現在、高齢者に対する相談体制については、地域包括支援センターの整備を順次進めながら充実を図っています。地域には高齢者だけが暮らしているわけではないので、実際には地域からは障がいのある人の相談や児童の相談などが地域課題としてあがってきています。今後は、地域の総合的な課題に対応するため、自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体の活動との連携により、地域課題の把握や解決のための取り組みを進めるため、障がいのある人や児童を包括した地域発信型ネットワークの充実を図ります。



■地域発信型ネットワークシステムのイメージ図（高齢者システムから）

○ 保健・医療・福祉と地域の連携

高齢になっても、障がいがあっても誰もがその人らしい自立した生活を地域で送るためには、保健・医療・福祉の連携の強化は欠かせないものです。一人ひとりがいきいきとした生活を送ることを支援するため、各専門機関どうしの連携はもちろん、専門機関と地域住民・地域団体等の連携を強化します。

○ 地域の課題を地域で解決する仕組みの展開

地域発信型ネットワークシステムも、保健・医療・福祉と地域の連携も、基本は「地域の課題を地域で解決する取り組み」です。地域住民や団体の主体的な福祉活動の促進なしにこの取り組みは進みません。また、地域の課題を住民それぞれが自身の問題でもあると意識することができれば、住民・事業者・行政が協働し、役割分担しながら地域課題を解決するよい関係を築くことができるといえます。

----- 基本方針4：人にやさしいまちづくりの促進 -----

誰もが人間としての尊厳をもち、安心して暮らせる地域をつくるためには、都市基盤を整備していくとともに、福祉に対する理解や、住民が主体者としてまちづくりに参加していく意識の普及を図るなど、人にやさしいまちづくりを促進することが必要です。

社会参加の促進

○ 一人ひとりのライフステージを豊かにするための支援

誰もが人生の色々なステージにおいて、様々な課題を経験します。不登校や結婚・出産などによる離職・再就職の問題、障がいのある人にとっての結婚や就労の問題、一人暮らしの高齢者の引きこもりなど、人それぞれの課題が考えられますが、その様々なケースに合わせた支援に努めます。社会参加を促進するということは、個々人の問題を社会の課題としてとらえる視点であるといえます。

○ 高齢者への支援

高齢者の社会参加を促進するため、地域と連携した閉じこもりの発見や防止が必要です。また、元気な高齢者の地域活動やボランティア活動への積極的参加を支援し、高齢者の生きがい創出につなげます。

○ 障がいのある人への支援

障がいの程度や状態によって就労が難しい人も社会との接点を増やすための集いや交流の場を増やす取り組みが必要です。また、学校とも連携し、卒業後の進路についても支援に努めます。

○ 子育て家庭への支援

密室育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、児童委員と連携し親子の居場所づくりの充実に努めます。また、虐待の早期発見等のために、地域からの情報を関係機関につなげる取り組みに努めます。

○ 生活困窮者の自立支援

生活保護世帯の自立支援に向けて、個別支援プログラムを導入し、様々な課題に対して必要な支援を実施します。また、関係機関とも連携をとりながら窓口での生活相談を充実し、生活困窮者の支援に努めます。

○ 地域における社会的役割の確認

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭などは、以前の措置中心の福祉の概念ではサービスの受け手としての存在でしたが、課題を抱える対象者であっても、同時に活動の担い手になる場合もあります。例えば、障がいのある人たちや家族の活動が、当事者間の支え合いとして福祉サービス（支援）となっている場合など、大きな社会的役割があるといえます。

福祉文化の醸成

○ 福祉意識と理解の促進

「高齢になっても、障がいがあっても…」という場合、常に意識しなければならないことは、障がいの有無や年齢、所得の多寡、住居の有無などの特定の観点で人をカテゴリー分けするのではなく、カテゴリー分けそのものをやめて「地域で暮らす誰もが」という意識の醸成が必要なことであると考えます。「地域でともに暮らす」という意識が深まれば高齢者・障がいのある人等への理解が深まり、やがて「高齢者・障がいのある人等」というカテゴリー分けそのものがなくなっていくと考えます。

○ 緊急時・災害時の要援護者への支援システム

緊急時や災害時に援護を必要とする人に対する支援の仕組みづくりは、プライバシーや個人情報の保護に配慮して進めていかねばなりません。高齢者に対しては、民生委員・児童委員の協力を得ながら「緊急時の情報提供についての同意を得る」というかたちで進めています。今後は、障がいのある人についても仕組みづくりを進めていきます。

○ プライバシーへの配慮や個人情報の保護についての啓発

援護を必要とする人の情報を地域で共有することについては、プライバシーへの配慮や個人情報の保護について、住民の共通認識なしに取り組むことはできません。

例えば、認知症の高齢者を地域で見守る場合、その人に対する情報が差別や偏見につながらないように、皆が共通認識をもたなくてはなりません。日中親が不在の家庭の子どもを見守る場合は、その情報そのものが子どもの安全を脅かすことにもなりかねません。そのようなケースごとの細かな配慮なしに情報を提供することの危険も認識した上で、地域で援護を必要とする人を見守ることが重要です。このような配慮をした上で、過度のプライバシー保護の弊害と逆に配慮不足の弊害についての合意形成が大切です。「個人情報の自己管理の原則」をふまえたうえで、福祉活動を足踏みさせないように、個人情報の地域での共有について当事者、関係者、関係機関、地域住民との合意形成を進めていきます。

○ 地域で子どもを見守り育てる意識の普及

これからの社会を担う大切な子どもたちを育てるためには、家庭が最も重要な役割を果たすのだという認識の下に、地域でも子どもたちを見守り育てていくという意識が必要です。子育て家庭を孤立させないためにも、地域で子育ての意識を普及させ、子育て家庭を見守り応援していくことが大切です。

○ 学校教育の中での福祉意識の普及

将来を担う子どもたちに福祉について考える機会を提供することはとても意義のあることです。各家庭の中で福祉について考えることが重要であることはもちろん、学校での福祉活動は、「共生」ということを子どもたちが学ぶ場として重要なものです。福祉施設への訪問や車椅子体験、地域の高齢者との交流を通して、思いやりの心や共に生きる心、他者を尊重する態度を育てるよう努めます。

○ 地域の中での福祉意識の普及

家庭において、また学校において福祉の意識を普及することに加えて、地域においても一人ひとりが、福祉について考えるために、様々な機会や手段を通じて啓発をすることが重要です。地域福祉に関する講座やシンポジウムの開催など、福祉について考える機会を提供し、福祉意識の普及に努めます。

○ 外国人居住者に対する支援と交流の促進

外国人居住者が地域で生活するときには、様々な課題がでてきます。言葉の問題を含め、文化や習慣が異なる外国人居住者が地域の一員として暮らすには、互いに理解しあう意識が必要です。生活習慣が異なるために、摩擦が起こる場合もあります。例えば、ゴミの出し方ひとつをとっても言葉がわからないために周りの人に理解してもらえないこともあります。

地域においては、ボランティアなど住民による支援が必要であり、また、雇用者である企業にも働きかけ、行政情報の提供等を進めます。

都市基盤の整備・充実

○ 外出しやすいまちづくりの促進

誰もが社会参加するために、外出しやすいまちづくりの促進が必要です。平成18年12月施行のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、交通バリアフリー法とハートビル法を統合拡充し、より一体的なバリアフリー化の促進を図るものです。このバリアフリー法に基づく交通バリアフリー基本構想を策定し、引き続き構想に則してバリアフリー化の事業を進めます。

また、移動の円滑化を視点に、ノンステップバスの導入促進を図るため事業者に対し、引き続き助成します。

○ 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進を図ります。また、公共施設だけではなく、商業施設などにも協力を得て、利用しやすいまちづくりを促進することが大切です。例えば、トイレの問題など、障がいのある人にとっては外出の意欲を左右するほど重要なことです。トイレの機能や広さの充実はもとより、清潔なトイレがあるかないかで、外出を思いとどまる場合もあります。公園施設等含め公共施設の整備に引き続き努めるとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。